



水と衛生の専門家向け奨学金

授与と受諾の条件

ロータリー財団は、本奨学金の授与と受諾の条件を随時変更・修正する可能性がある。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト (rotary.org/ja) に掲載されるほか、Eメール (grants@rotary.org) で取り寄せることもできる。

I. 補助金の内容

大学院生のための本奨学金は、ロータリー財団、ロータリークラブと地区、ユネスコ水教育研究所 (UNESCO-IHE/オランダ、デルフト) のリソースを生かし合同で立案されたものである。奨学金は、ユネスコ水教育研究所で学ぶ大学院生が、「Urban Water and Sanitation (都市の水と衛生)」「Water Management (水管理)」「Water Science and Engineering (水科学とエンジニアリング)」のうち、いずれかの分野における修士号を取得するために提供される。

II. 受領資格の指針

ロータリー財団の奨学金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. 奨学金の支給額の支払い以外に、ロータリー財団または国際ロータリーに対し一切の責任も負わせないこと。
4. 該当する米国の法律および奨学金留学の実施地の法律を順守すること。また、個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに奨学金を使用すること。既に終了している、あるいは既に開始されている研究の学費を賄うことが目的である場合、本奨学金は承認されない。
6. 留学先の地域の伝統と文化に配慮すること。
7. ロータリー財団章典の第10.030節に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第4.090節に基づき、「ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する方針」を順守すること。

さらに本奨学金は、以下に該当しなければならない。

1. ユネスコ水教育研究所で「Urban Water and Sanitation (都市の水と衛生)」 「Water Management (水管理)」 「Water Science and Engineering (水科学とエンジニアリング)」のうち、いずれかの分野における修士号取得を目指す大学院生を支援すること。
2. ユネスコ水教育研究所への入学を認められ、優秀な学業成績を実証し、またロータリー財団の使命を遂行することに関心のある大学院生を支援すること。
3. 奨学生とロータリー提唱者 (スポンサー) との間に長きにわたる協力関係を築くよう奨励すること。
4. 留学終了後に奨学生が勤務または居住を予定している地域から少なくとも1つのロータリークラブまたは地区が提唱者となること。
5. ロータリーのある国や地域内の地域社会 (コミュニティ) を支援すること。
6. 地域社会が主体となること。提唱者となるロータリアンが、奨学金にふさわしい候補者を選出すること。
7. 提唱者の地域社会に、持続可能かつ測定可能な成果をもたらすこと。
8. ロータリーの重点分野である「水と衛生」の目標に関連していること。

提唱クラブまたは提唱地区は、以下を通じた参加が必須となる。

1. 候補者から提出された申請書を審査し、候補者の選考を行い、候補者と提唱者による合同の申請書をロータリー財団に提出すること。
2. 奨学金期間を通じて、奨学生と協力して以下を行うこと。
 - a. 学業と文化的体験について、奨学生から毎月、近況報告を受ける。
 - b. 奨学生が、地区大会で最低1回のプレゼンテーションを行えるよう手配する。
 - c. 提唱者の地元地域社会における水と衛生の問題に取り組むため、帰国した奨学生と協力して活動する。
3. 資金管理上の問題、または不適切な行動に対する申し立てがあった場合には、ロータリー財団に通知する。

奨学金候補者は、ロータリーに関する知識を有し、提唱者と協力して活動や奉仕にあたることへの確固たる決意を示していることが求められる。また、以下の選考基準も適用される。

1. 学業、職業、地域への影響、人柄において、優れた実績を持ち、また将来有望であること。
2. ユネスコ水教育研究所が提示する、奨学金以外の財務要件を満たすことに合意すること。
3. 奨学金期間を通じ、ユネスコ水教育研究所において優れた学業成績を継続して収めること。
4. 以下の奨学金活動に積極的に参加すること。
 - a. 提唱者 (ロータリアン) に毎月、学業や文化的体験に関する近況を報告する。
 - b. オランダのロータリークラブまたは地区で、最低1回のプレゼンテーションを行う。
 - c. 自国のロータリー地区大会で、最低1回のプレゼンテーションを行う。
 - d. 自国に帰国後、提唱者と協力し、地域社会における水・衛生分野によい影響をもたらす活動にあたる。
5. プログラム修了後、水と衛生に関連する仕事に従事するために、自国に帰国すること。

ユネスコ水教育研究所との協議により、奨学金を使用できる経費は以下に限られている：

1. 授業料
2. 宿泊費、食費
3. 本、資料
4. ロータリー財団とユネスコ水教育研究所の協議によって認められた、プログラムと学業に直接関連する上記以外の費用

学業プログラムへの参加に関連するその他の費用 (海外渡航費を含む) は、ユネスコ水教育研究所が調整を行う。これらの費用に対しても資金が提供される可能性が高いが、確証されるものではない。

III. 制約事項

奨学金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したりするために使用することはできない。

ロータリークラブまたは地区が提唱できる奨学金は、1学業年度につき1口までとする。

IV. 申請方法

奨学金の申請に先立ち、関与するすべての代表提唱地区はロータリー財団から（代表提唱クラブは地区から）参加資格の認定を受けていなければならない。これに加え、地区、クラブ、奨学金委員会の全メンバーは、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

提唱ロータリークラブまたは提唱地区は、3名のロータリアンから成る奨学金委員会を設置しなければならない。この委員会の委員は、代表提唱地区または代表提唱クラブの会員とする。クラブが提唱して奨学金を申請する場合、同クラブが参加資格の認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。PI財務代行者、国の会計担当者、奨学金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、奨学金委員会の委員を務めることが禁じられている。

ユネスコ水教育研究所の3つの該当プログラムのいずれかに入学を許可された学生は、地元のロータリークラブまたは地区と連絡して提唱者（スポンサー）となることを依頼し、「申請ツールキット」に含まれる「奨学金候補者による申請書」に記入して、これを当該クラブまたは地区に提出する。ロータリアンはこの申請書を審査し、候補者を面接した上、この学生の奨学金提唱者となるかどうかを決定する。

ロータリアンが奨学金提唱者となることを決めた場合、「申請ツールキット」に含まれる「**ロータリークラブ／地区による申請書**」を記入して、すべての申請書類を**ロータリーの補助金申請ツール**（オンライン）で提出する。提唱クラブまたは提唱地区は、不備のない申請書を、留学が始まる年の6月15日までにロータリー財団に提出しなければならない。奨学生は、選考審査を経て選出される。選考では、候補者がキャリアを通じて、水と衛生の世界的問題に大きく貢献する力があるかどうかに着眼点となる。また、優秀な学業成績、関連分野における優れた職務経験があり、地域社会でリーダーシップを発揮していることも求められる。

V. 奨学金の資金源と支払い

水と衛生の専門家向け奨学金は、ロータリー財団の国際財団活動資金（WF）から支給されるもので、支払いの全条件が満たされ次第、財団からユネスコ水教育研究所に直接、奨学金1口につき34,000ユーロが支払われる。

地区財団活動資金（DDF）以外の拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VI. 報告要件と書類の保管

中間報告書と最終報告書は、オンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の補助金報告書がある提唱者からの新規の申請書は、財団で受理されない。

奨学生と提唱者は、中間報告書と最終報告書の提出義務がある。

1. 奨学生は、留学のプログラム開始から12カ月以内に簡潔な中間報告書をユネスコ水教育研究所に提出し、その中でロータリアンとの協力関係についても言及する。
2. 提唱者（ロータリアン）は、留学のプログラム開始から12カ月以内に、中間報告書をロータリー財団に提出する。
3. 提唱者（ロータリアン）は、留学のプログラム開始から24カ月以内に、奨学生と合同で最終報告書を提出する。最終報告書には、論文やインターンシップについての情報だけでなく、奨学生と提唱者が計画しているプロジェクトについての詳細を含めるものとする。

ユネスコ水教育研究所は、奨学生の中間報告や各奨学生の学業状況を含めた年次報告をロータリー財団に提出する。ユネスコ水教育研究所はまた、受領・支出した資金の財務報告も提出する。ロータリー財団は、すべての財務報告と、奨学生と提唱者から不備のない報告書を受理し次第、ユネスコ水教育研究所に対して追加の支払いを行う。

ロータリー財団は、パートナーシップのためにふさわしいと判断した場合、ユネスコ水教育研究所ならびに提唱者（ロータリアン）に、報告書の関連部分を開示する。

ロータリー財団は、奨学金が進行中または終了済みであるかどうかにかかわらず、いつでも奨学金の状況を審査し、監査を行い、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権限を有している。奨学金の提供においてロータリー財団の方針や指針への順守を怠った提唱者は、最長5年間、将来的な補助金の受領を禁じられる可能性がある。